

(5) 令和7年度 広神中学校いじめ防止基本方針

※魚沼市のいじめ防止基本方針改訂(R5.3.1)を受け R5.4.1 改訂

魚沼市立広神中学校長

1 はじめに

☆いじめの定義

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第2条

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」

→個々の行為が「いじめ」に当たるか否かについては、表面的・形式的ではなく、いじめを受けたとされる児童等の立場に立って判断する。また、いじめには多くの態様があることから、いじめに該当するか否かを判断するにあたり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定的に解釈することがないように努める。

☆いじめ類似行為の定義

新潟県いじめ等の対策に関する条例第2条2項

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの」

※「一定の人的関係」：学校・学級・塾・スポーツクラブ等学校の内外を問わず、当該児童等が何らかのかたちで関わっている仲間や集団を指す。

※「物理的な影響」：身体的な影響、金品をたかられることや隠されること、嫌なことを無理矢理させられること等を指す。

※いじめの態様の例（国の「いじめの防止等のための基本的な方針」より）

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

※いじめ類似行為の例

- ・インターネット上で悪口を書かれた児童等がいたが、被害児童等がそのことを知らずにいるような場合等

2 いじめに対する基本的な考え方

- ・いじめは、重大な人権侵害である。
- ・いじめは、いかなる理由があっても、決して許されない行為である。
- ・いじめは、どの子どもにもどの場面でも起こりうるものである。
- ・いじめは、被害生徒の心身に生涯にわたる深い傷を負わせ、健全な成長及び人格の形成に重大な悪影響を与える。最悪の場合は、清明に重大な危険を生じさせるおそれがある。

私たちは、全ての生徒が安心して学校生活を送ることを目指して、教育活動に取り組む。上記「基本的考え方」に基づき、些細な兆候を見逃さぬよう丁寧に、組織的に、毅然とした態度で、全力で対応する。いじめ及び兆候を知ったときは、たとえ軽微であったとしても、被害生徒及びその保護者に対して、丁寧な初期対応を行うとともに、教育委員会等外部機関とともに連携して解決にあたる。

また、「基本的な考え方」について、生徒・保護者自身が十分に理解できるよう、様々な視点で指導や啓発活動に取り組む。全職員、地域住民、家庭その他の関係者の連携のもと、いじめ問題を克服することを目指して全力を尽くす。

3 いじめ防止、早期発見のための魚沼市の施策

(1) 教職員の資質向上のために

いじめの防止や早期発見、さらには発見後の早期対応に関する留意点など、実践的な資質能力の向上に向けた職員研修の開催。

(2) インターネットを通じて行われるいじめの早期把握

ネットパトロール等の結果を情報共有したり、アンケートや面談等でネットトラブルの有無を確認したりすることを通して、ネット社会における子供たちの様子を注視。

(3) 保護者に対する啓発

就学時の家庭教育講座等をとおして、生徒の規範意識を適切に養うことができるように支援する。

(4) 生徒、保護者及び教職員の相談体制

市教委電話相談の他、「県立教育センターいじめ・不登校悩みごと相談テレフォン」や24時間対応可能な「新潟県いじめ相談電話」等、いじめ問題に悩む生徒や保護者の相談に応じる体制について周知に努めるとともに、他の電話相談窓口の情報を提供。

4 いじめ発生時の市教育委員会の対応

- ・学校から市教育委員会への即時報告と経過報告の徹底
- ・校内の組織を活用し、組織で対応に当たることを指示
- ・重大事態発生時は、後述「重大事態への対処」を指示
- ・被害生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。
- ・いじめの対応において、「学校警察連絡協議会」を活用する。

5 学校が実施する施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国や県、市の基本方針を踏まえ、自校においてどのようにいじめを未然防止し、どのように初期対応等を行うかについての基本的な方向や取扱いの内容を具体化して、「学校いじめ防止基本方針」を定める。

(2) いじめ防止等の対策のための組織の設置

学校は、いじめの防止等に関する校内組織を設置するとともに、複数の教職員およびスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、外部専門機関等を構成員とする組織を必要に応じて設置する。

(3) いじめの未然防止のために

未然防止の基本となるのは、生徒一人一人が周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中で安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。

生徒に集団の一員としての自覚や自信を育むことをとおして、互いを認め合える人間関係や集団を生徒自らがづくり出していけるよう支援・指導する。特に、他との関わりが不足している現代の生徒に対し、「人間関係づくり」を行う活動を、意図的・計画的に展開する必要がある。柱になるのは、

- ・体験活動（人間関係づくり、社会性育成、道徳関連、自然との関わり）の実施
- ・道徳教育、人権教育、同和教育の充実
- ・生徒主体の活動（いじめ見逃しゼロスクール等に関連した活動）である。

(4) いじめの早期発見のために

教職員は、いじめは大人の目の届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いの延長で行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくいかたちで行われやすいことを認識する。日頃より生徒を見守り、厚い信頼関係を構築することに努め、生徒の示す様々なシグナルを感じ取ることができるよう心掛ける。

定期的なアンケート調査（月末振り返りや長期休業明けアンケート等）や教育相談、インターネットやSNS等に関わる情報の収集、日記（フォーサイト）や個別相談等、あらゆる手段を講じて早期発見に努める。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持ち、早い段階から複数の教職員で的確にかかわり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有することも大切にしたい。

休み時間や給食時間、清掃時間、放課後等における生徒同士の雑談や行動の様子に目を配り、いじめの早期発見に努める。また、生活ノート等、教職員と生徒間で日常

行われている日記等を活用して、交友関係や悩みを把握するよう努める。

※早期発見の取組・より確実に実態を把握するための工夫

- ・毎月末にアンケート調査
- ・全員を対象とした教育相談を学期に1回実施
- ・生徒が相談者を指定する教育相談
- ・保護者用のいじめチェックシートを活用する
- ・学年部会・生徒指導部会・運営委員会・職員会議での情報交換
- ・生徒指導部会後のファイル回覧による情報共有

尚、生徒や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているか等について、学校評価等を活用し、定期的に体制を点検する。

(5) いじめが発生したときの対応

いじめの発見、通報を受けた場合には、校内組織を活用して即時対応して被害生徒を守るとともに、加害生徒に対して毅然とした態度で指導する。加えて、加害・被害の両保護者に対して丁寧な説明を行う。自校で解決が難しいと判断される場合、各種機関（市及び中越教育事務所 SSW や県の学校派遣カウンセラー等）、市教育委員会と連携のもと、以下の5点を中心に適切な対応を行う。

- ①市教育委員会への報告
- ②校内組織を活用した状況調査
- ③被害生徒の保護と保護者への対応
- ④加害生徒への指導と保護者への対応
- ⑤その他の生徒に対する対応

◎いじめの対応について

謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、生徒の人間的成长に主眼を置いた指導を行う。また、教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て関係機関や専門機関と連携しながら対応にあたる。

(ア) いじめの発見・通報を受けたときの対応

・初期対応

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、まずその場でその行為を止める。生徒や保護者から「いじめではないか」と相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめられた生徒や知らせてきた生徒の安全を確保する。

・組織対応

発見・通報を受けた教職員は、一人で判断せず、学年主任、生徒指導主事へ報告し、「不登校・いじめ対策委員会」で直ちに情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、事実確認を行う。

事実確認の結果は、校長が責任をもって学校の設置者に報告するとともに被害・加害生徒の保護者に連絡する。

・警察との連携

学校や学校の設置者が、加害生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、被害生徒を徹底して守り通すという観点から、ためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。

なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(イ) 被害生徒又はその保護者への支援

・事実確認

被害生徒から事実関係の聴き取りを行う。その際、本人にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝える等、自尊感情を高めるよう留意する。

- 家庭連絡

家庭訪問を行い、可能な限り迅速（その日のうち）に保護者に事実関係を伝える。被害生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、不安を除去し、全校体制で生徒の見守りを行うなど被害生徒の安全を確保する。

- 支援体制

被害生徒にとって信頼できる友人や教職員と連携し、被害生徒に寄り添える体制をつくる。被害生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。また、状況に応じて心理や福祉等の専門家など外部の協力を得る。いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。

（ウ）加害生徒への指導又はその保護者への助言

- 事実確認

加害生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携するとともに必要に応じて外部専門家の助言・協力を得ながら、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

- 家庭連絡

事実関係を聴取し、いじめが確認できた場合は、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に伝えるよう保護者の協力を求めるとともに保護者に対する継続的な助言を行う。

- 加害生徒への指導

いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、加害生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全・健全な人格の発達に配慮する。

いじめの状況に応じて、心理的孤立感や疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、特別な指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

- 生徒への懲戒と留意点

教育上必要があると認める時は、学校教育法第 11 条の規定に基づき、適切に、生徒に対して懲戒を加える。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

（エ）いじめが起きた集団への働きかけ

- 集団への指導

いじめを見ていた生徒に対しても、自分事として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることができなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう指導する。また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、集団全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

- 集団の改善

いじめの解決は、加害生徒による被害生徒に対する謝罪で終わるものではなく、加害生徒と加害生徒を始めとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断される。

全ての生徒が集団の一員として、互いに尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

（オ）ネット上のいじめへの対応

- 初期対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害拡大を避けるため、印刷をした上で直ちに削除する措置をとる。

名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報配信停止を求めたり情報を削除したりできるようになっているので、速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるにあたり、必要に応じて法務局等の協力を求める。なお生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

- ・情報モラル教育

パスワード付きサイトやSNS、携帯電話のメール、LINE 等を利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく発見しにくいいため、技術家庭科（技術）や道徳科、学級活動の時間帯において、情報モラル教育を進める。

保護者にも情報を提供したり学習機会を設けたりして、これらについての理解を求め、適切に情報端末機器を管理してもらう。

- ・相談体制

月末振り返りアンケートに情報端末機器の使い方についての項目を設け、ネット上のトラブルの早期発見に努める。生徒が悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局の人権侵害情報に関する相談窓口等、関係機関の取組についても周知する。

（力）組織的な指導体制

いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が共通理解と共通行動で取り組む体制を確立することが重要である。生徒の相談や訴えはもとより、生徒が示すわずかなサインや気になる行動は、その情報が学年主任や生徒指導主事、教頭、校長へ伝わるよう、日頃から「報告・連絡・相談」体制を確立する。

いじめの問題に関する事実や指導の記録は、担当者から教頭に集約し、保存する。また、生徒の進学・進級や転出等にあたって、適切に引き継いだり情報提供したりできるように整理しておく。

いじめ問題の対応にあたっては、必要に応じて精神衛生や福祉の専門家、医師、教員、警察官経験者など外部専門家等に参加を依頼しながら対応し、より実効的ないじめ問題の解決となるようにする。加えて、学校運営の方針に基づく取組の実施においては、生徒の代表、地域住民などの参画を得ながら推進していく。

（キ）校内研修の充実

全ての教職員の共通理解を図るため、少なくとも年に一回以上、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を、職員研修計画に位置付け実施する。

また、日頃から職員会議や学年会等に生徒の情報交換会を位置付けるとともに、生徒指導部会を毎週開催し、各学年の情報交換と情報共有に努める。

（ク）地域や家庭との連携

学校の基本方針やいじめ問題の重要性について、保護者や地域から十分に理解を得られるよう、機会をとらえて説明したり広報したりするよう努め、緊密な連携関係を作る。また、PTA役員会や学校運営協議会等において、いじめ問題の実態を伝え、保護者地域と連携した対策を推進できるようにする。

（ケ）「不登校・いじめ対策委員会」

- ・広神中学校では、いじめ防止等のための校内組織を「いじめ不登校対策委員会」が担う。

- ・構成員は、校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主事、養護教諭、特別支援教育コーディネーターとする。問題が発生した場合は、当該学級担任や学年部職員が加わる。

- ・「いじめ不登校対策委員会」の他に「生徒指導部会」を置き、日々の取組状況や生徒情報について把握する。

（６）いじめについての共通理解

- ・職員

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点等について、校内研修や職員会議等で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図る。また、庁務員や調理員、司書補助など市職員にも必要な共通理解を図る。全校朝会や学年朝会、学級活動等で、時期をとらえながらいじめ問題について触れ、いじめは許されないという雰囲気学校全体に醸成していく。

- ・生徒

年度当初の生徒指導において、何がいじめなのかを具体的に列挙して理解を図り、「いかなる理由があってもいじめは絶対に許されない」ことを徹底する。

(7) いじめをしない態度・能力の育成

・社会性の育成

教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・ボランティア活動の推進等により、生徒の社会性を育む。また、地域との交流や各種行事等、自分と社会との関係について学習できる機会を与えることも、社会性育成の柱としたい。

・互いの人格を尊重する態度の育成

道徳教育や学級活動等で、日常の生活場面や生徒の声にフォーカスし、人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

・円滑に他者とコミュニケーションを図る能力の育成

人間は、物事の見方や感じ方、考え方に相違がある。授業をはじめとするあらゆる教育活動をとおして、互いを認め合いながら建設的に調整したり、折合いを付けたりしながら、様々な課題を解決していくことが重要であることを理解させたい。また、自分の言動が集団や相手に対してどのような影響を与えるかを判断し、適切に発言・発信・行動することができるよう、コミュニケーション能力の育成に努める。

(8) いじめが生まれる背景と指導上の注意

・ストレスを生まない指導とストレスへの対処

いじめ加害の要因の一つには、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスにならないよう、一人一人を大切にしたい分かる授業づくりに努める。また、Web Q Uの結果や日常の観察、情報交換等をとおして、学級や学年、部活動等の人間関係を把握し、一人一人が認められ活躍できる集団づくりを進めていく。

ストレスを感じた場合、それを他にぶつけるのではなく、誰かに相談したり、適切に発散したりするなど、保健体育の学習や保健指導等をとおして、正しくストレスに対処できる力を育成する。

・指導上の注意

教職員の不適切な認識や言動が生徒を傷付けたり他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払う。

教職員による誤った認識は、いじめをしている生徒や周りで見えていたりはやし立てたりする生徒を容認し、被害生徒を孤立させ、いじめを深刻化させることがある。

また、特別支援について適切に理解した上で、生徒への指導にあたる。

(9) 自己有用感や自己肯定感の育成

・他者の役に立つ活動の推進

全ての生徒が認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じて、生徒が活躍でき他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を設け、生徒の自己有用感が高められるよう努める。

その際、家庭はもとより地域の人々等にも協力を求め、幅広い大人から認められているという思いが得られるよう工夫する。

(10) 生徒自らの取組

・生徒の学び

生徒がいじめの問題について主体的に学び、考え、いじめ防止を訴えるような取組（道徳科や学級活動・生徒会活動）を充実させる。県が推進する「いじめ見逃しゼロスクール運動」にも積極的に取り組み、生徒会主催のいじめ見逃しゼロスクール集会を、生徒自らがいじめの問題について考える機会とし、いじめ根絶宣言や相談箱の設置等、自主的な取組を推奨する。

・指導上の注意

生徒会の取組は、生徒が中心になって取り組むことに価値がある。熱心さのあまり教職員主導で生徒がやらされているだけの活動に陥ったり、一部の役員等だけが行う活動にならないよう配慮する。教職員は陰で支える役割に徹するよう心掛ける。

(11) 重大事案への対応

・重大事案が起きた場合の対応については、必要に応じ「いじめ不登校対策委員会」にPTA会長や学校運営協議会会長、心理・福祉の外部専門家等を加える。

・重大事案が起きた場合は、「魚沼市いじめ防止基本方針 5 重大事態への対応」のもと、組織的な対応を行う。